



元生産第 1445号
令和元年 12月 25日

関東農政局生産部長 殿

生産局 技術普及課長

農耕作業用トレーラ等に対する基準緩和の活用について

トラクタは、ほ場内で使用する場合には、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）（以下「保安基準」という。）は適用されませんが、ほ場間の移動を含め公道走行する場合は、保安基準に適合する必要があります。これまででは、作業機を牽引したトラクタは、その状態が保安基準に適合しているのかどうか分からぬ状態でした。

今般、作業機を牽引したトラクタの保安基準適合について一定の整理がなされ、国土交通省から、別添の「農耕作業用トレーラ等に対する基準緩和の活用について」（令和元年 12 月 25 日付け国自技第 167 号の 3）の周知依頼がまいりましたので通知します。

なお、貴局管内都道府県には貴職から通知願います。

以上



別添

国自技第167号の3
令和元年12月25日

農林水産省生産局技術普及課長 殿

国土交通省自動車局技術政策課長

農耕作業用トレーラ等に対する基準緩和の活用について

標記について、別添のとおり各地方運輸局及び沖縄総合事務局あてに周知したので了知されるとともに、貴課におかれても農業関係者及び農道管理者に対し周知願います。

国自技第167号
令和元年12月25日

各運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局技術政策課長

農耕作業用トレーラ等に対する基準緩和の活用について

令和元年6月6日の規制改革推進会議「規制改革推進に関する第5次答申」を受け、農耕作業用トレーラに対する「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号。以下「認定要領」という。）の活用について、下記のとおり取扱いを定めたので、各運輸局においては適切に処理されたい。

なお、関係省庁には別添1から3のとおり周知したので了知されたい。

記

1. 対象自動車

農耕作業用トレーラ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）

2. 保安基準緩和認定の対象条項

（1）幅について

保安基準第2条で定める幅（2.5メートル）の基準

（2）安定性について

保安基準第5条で定める被けん引自動車の最大安定傾斜角度（30度又は35度）の基準

（3）被けん引自動車の制動装置及び連結時の制動性能について

保安基準第12条で定める制動装置の基準及び第13条で定める連結状態の制動性能の基準

（4）灯火装置及び反射器（以下、「灯火装置等」という。）の取付位置について

保安基準第34条第3項（車幅灯）、第35条第3項（前部反射器）、第37条第3項（尾灯）、第37条の3第3項（駐車灯）、第38条第3項（後部反射器）、第39条第3項（制動灯）、第41条第3項（方向指示器）及び第41条の3第3項（非常点滅表示灯）のう

ち、最外側からの取付位置の基準（各灯火装置等の照明部又は反射部の最外縁は自動車の最外側から400mm（車幅灯にあっては150mm）以内となるよう取り付けること。）

- (5) 灯火装置を備えることについて（長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.0メートル以下、かつ、最高速度15キロメートル以下の農耕トラクタにけん引されるものに限る。）

保安基準第34条第1項における小型特殊自動車の寸法について、適用しない。（保安基準第34条第1項（車幅灯）、第37条第1項（尾灯）、第39条第1項（制動灯）及び第40条第1項（後退灯）の基準に限る。）

- (6) その他の灯火等の制限について

保安基準第42条で定める反射光の色（白色及び赤色）の基準

3. 保安基準緩和認定の処理方法

上記の保安基準緩和の認定にあたっては、認定要領第3第1項第14号（対象車両）、第10第1項第3号（一括処理の特例）及び第10第9項（公示認定）に基づき処理することとは差し支えないものとする。

4. 認定条件及び保安上の制限について

認定要領第7（条件及び制限の付与）に基づき、基準緩和認定の対象条項に応じて、次の認定条件及び保安上の制限を付すものとし、これらを満たした場合に限り公示一括緩和を適用した車両の運行が有効であるものとする。（別添整理表参照）

(1) 幅の緩和を行うもの

- ① 農耕作業用トレーラの後面には、幅を表示すること。
- ② 農耕作業用トレーラの最外側付近の前面及び後面の両側には、外側表示板※を備えること。
- ③ 道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。
- ④ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。
- ⑤ けん引自動車は農耕トラクタに限る。
- ⑥ 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。

※ 外側表示板とは、赤と白のストライプ（外向き及び下向きに45度の角度になるように配置）が表示されたパネルを農作業機の前面及び後面の両側に備えることにより、自動車の幅を他の交通に明示するためのもの。欧州委員会の農耕トラクタの安全性要件規則6.26に定めるシグナリングパネルに準じて取り付けるものとし、反射の有無は問わないものとする。

(2) 安定性の緩和を行うもの

- ① 運行速度は、15 キロメートル毎時以下とすること。
- ② 農耕作業用トレーラの後面には、制限速度を表示すること。
- ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。
- ④ けん引自動車は農耕トラクタに限る。
- ⑤ 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。

(3) 制動装置の緩和を行うもの

- (2) ① から ⑤ と同じ。

(4) 灯火装置等の取付位置及び灯火装置を備えること※の緩和を行うもの

- (2) ③ から ⑤ と同じ。

※ 当該緩和を行う農耕作業用トレーラであっても、保安基準で定める前部反射器、後部反射器及び方向指示器の装備が義務付けられていることに注意すること。

5. 農耕トラクタの基準緩和について

(1) 2. の緩和を必要とする農耕作業用トレーラをけん引する農耕トラクタについては、制動装置（保安基準第12条で定めるA B Sの基準）及び連結時の制動性能（保安基準第13条で定める基準）を基準緩和認定の対象とし、処理方法は3. と同様とする。

この際、次の認定条件及び保安上の制限を付すものとし、これらを満たした場合に限り公示一括緩和を適用した車両の運行が有効であるものとする。（別添整理表参照）

- ① 運行速度は、15 キロメートル毎時以下とすること。
- ② 農耕トラクタの後面及び運転者席には、けん引時の制限速度を表示すること。
- ③ 運行にあたっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。
- ④ 農耕トラクタの運転者席には、農耕作業用トレーラの幅を表示すること。（2. (1) の緩和を必要とする農耕作業用トレーラをけん引する場合に限る。）

(2) (1) の認定にあたっては、幅（保安基準第2条で定める幅2.5メートル）の基準）、操縦装置（第10条で定める操作装置の配置の基準）、及び灯火装置（第41条第3項（方向指示器）及び第41条の3第3項（非常点滅表示灯）のうち最外側からの取付位置の基準）を併せて対象とすることができるものとし、この際の認定条件及び保安上の制限は、(1) ①から④に加え「道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。」及び「農耕トラクタの後面及び運転者席には、幅を表示すること。」を付すものとする。

6. 使用者（農業従事者）への周知について

小型特殊自動車に該当する農耕作業用トレーラについては、検査対象ではないことから個々の使用者が保安基準適合性を確保する責務を負うことになる。このため、地方運

輸局等においては使用者や関係者から保安基準適合性等に関する相談があった場合には適切に対応すること。

なお、必要に応じて次の事項についても周知すること。

(1) 4. (1) の外側表示板については、可能な限り農耕作業用トレーラの最外側に取り付けるものとする。

(2) 車幅について保安基準緩和認定を要しないものであっても、安全性（被視認性）向上を目的として、4. (1) の外側表示板を備えることができるものとする。

(3) 使用者に対する安全運行等の周知については、国土交通省と農林水産省が連携し、一般社団法人日本農業機械工業会や公益社団法人日本農業法人協会等の関係者の協力を受けながら進めることとしており、今後、対応が決まり次第、当課から地方運輸局等に連絡するものとする。

7. その他

(1) 農作業機を装着した農耕トラクタに対する基準緩和項目について、保安基準第40条第3項（後退灯）のうち、取付け個数及び取付け位置の基準を加える。（認定条件及び保安上の制限なし。）

(2) 農耕作業用トレーラは被けん引自動車であることから、その最高速度はけん引車である農耕トラクタの最高速度とする。ただし、保安基準第55条の規定により35キロメートル毎時未満の速度制限を付して基準緩和認定したものにあっては、これを最高速度とする。

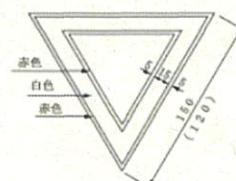
別添：基準緩和項目と認定条件及び保安上の制限事項整理表

基準緩和項目 認定条件及び保安上の制限事項	幅の表示	前面及び後面 両側への外側 表示板	特殊車両通行 許可証の取得	運行速度は、 15キロメートル 毎時以下とする	制限速度の表 示	けん引自動車 は農耕トラクタ に限る	積載物は農耕 作業に必要な ものに限る。	道路法、道交 法等を厳守す ること
1. 農耕作業用トレーラ								
(1) 第2条(幅)	①農耕作業用ト レーラ後面への幅 表示	○	○	—	—	○	○	○
(2) 第5条(安定性)	—	—	—	○	④農耕作業用ト レーラ後面への制 限速度の表示	○	○	○
(3) 第12条(制動装置)及び第13条(連結制動性 能)	—	—	—	○	〃	○	○	○
(4) 第34条等(灯火装置等取付位置又は灯火装置 を備えること)	—	—	—	—	—	○	○	○
2. 農耕トラクタ(上記農耕作業用トレーラをけん引するもの、単体緩和なし)								
第13条(連結時制動性能)	②農耕トラクタ運 転者席への農耕 作業用トレーラ幅 表示	—	—	○	⑤農耕トラクタ後 面・運転者席への 制限速度の表示	—	—	○
3. 農耕トラクタ(上記農耕作業用トレーラをけん引するもの(単体緩和(幅、操縦装置、ABS、方向指示器等)あり)								
第13条(連結時制動性能)、第2条(幅)、第10条(操 縦装置)、第12条(制動装置(ABS)GVW7t超)、第 41条等(方向指示器等(取付位置))	②+③	—	○	○	⑤農耕トラクタ後 面・運転者席への 制限速度の表示	—	—	○
4. 農耕トラクタ(トレーラけん引なし、単体緩和のみ)								
第2条(幅)、第10条(操縦装置)、第41条等(方向指 示器等(取付位置))	③農耕トラクタ後 面・運転者席への 幅表示	—	○※	—	—	—	—	○

※幅の緩和が必要なものに限る。

その他、道路運送車両法施行規則第54条による制限標識(同規則第19号様式)を後面の見やすい位置に表示しなければならない。

第十九号様式(制限を受けた自動車の標識)(第五十四条関係)



備考

- (1) 形状は倒立正三角形とすること。
- (2) 尺法は、総べて「ミリメートル」とすること。この場合において括弧内に示す寸法は、軽自動車及び小型自動車における寸法とすること。

表示例

①	「全幅2.65メートル」
②	「トレーラ幅2.65メートル」
③	「全幅2.58メートル」
④	「運行速度15キロメートル毎時以下」
⑤	「けん引時運行速度15キロメートル毎時以下」